



児童扶養手当に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

■ 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全部を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。

令和6年度（R6.11月から）から全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額が引き上げられ、下記のとおりとなります。

不要親族等の数*	全部支給となる所得限度額*		一部支給となる所得限度額	
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000
4人	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000
5人	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000

※扶養親族等とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族などのうち、申告のあったものの合計人数です。
※受給資格者本人の前年の所得です。養育費の8割相当額が加算されます。
※所得限度額を超える所得がある場合はその年の児童扶養手当は停止となります。
※扶養義務者の所得限度額は変更ありません。

【例】令和6年度（R6.11月からR7.10月）の場合、令和5年中の所得で判定します。

■ 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

R6.11月分から

全部支給 10,750円（R6.10月まで 6,450円）

一部支給 10,740円～5,380円（R6.10月まで6,440円～3,230円）
（所得に応じて決定されます。）

- 改正後の手当額による支給は、令和7年1月支給分からとなります。
- 今回の改正により受給資格者が手続きする必要はありません。



①市内小学校の児童が大学のクリスマスツリー点灯式に出席し、大学の歴史を学んだり歌や楽器演奏を披露しています。
②大学のグリークラブの学生が藤村忌に出席し、献歌を行っています。



明治学院大学との連携協定を更新しました

問 企画課 企画広報係

平成18年8月22日、文豪島崎藤村を縁として、明治学院大学と小諸市は協働連携に関する基本協定を締結し、5回の更新を経て18年間、様々な取り組みを通じて相互の発展を図ってきました。先の延長から3年が経過し、協定期間の満期を迎えたので、8月21日に連携推進委員会において評価等をまとめ、協定期間を更新することを確認しました。

■ 更新について

連携推進委員会において、連携事業が目的に沿ったものであるかを検証しました。小諸市では「相互の発展につながる内容となるよう常に見直しを行いつつ、新たな事業の創出にも取り組み、連携を一層深めていきたい」、明治学院大学では「各事業が一定の成果を上げてきたため、連携が意義あるものと判断している。協定の更新により両者それぞれの特色がますます発揮されるような新たな連携策を講ずることに努めたい。」と評価をしました。